

(3) 指定納付受託者が納付事務を行う歳入に係る手数料 当該指定納付受託者が納付する収入金

第63条第1項中「、支出更正伺により決定し」を削り、同条第2項中「支出更正調書の」を削る。

第71条第1項第1号中「100万円」を「160万円」に改める。

第81条第2項各号列記以外の部分中「100万円を超えない契約」を「160万円を超えない契約又は契約書で毎月の支払額を定めている契約」に改める。

第150条の2第1項中「収入更正調書」とあるのは「受入更正調書」を「同条第1項中「収入更正調書」とあるのは、「歳入歳出外現金受入更正調書」に改め、同条第2項中「支出更正伺」とあるのは「払出更正伺」と、」を「同条第1項中に、「払出更正調書」を「、歳入歳出外現金払出更正調書」に改める。

第156条第2項ただし書中「作られた」を「作られる」に、「いう。）」を「いう。第177条の2及び第177条の3第1項において同じ。）」に改める。

第176条の見出し中「取り扱い」を「取扱い」に改め、同条第2項第1号中「及び概算払精算書」を「、概算払精算書及び支出更正調書」に、「支払い」を「支払」に改め、同項第2号中「第56条」を「第56条の規定」に、「支払い」を「支払」に改める。

第13章中第177条の次に次の2条を加える。

(電磁的記録による作成)

第177条の2 この規則の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

(電磁的記録の提出方法)

第177条の3 この規則の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

及び歳入歳出外現金の受入れ」を「所属年度、会計区分（基金に係るものに限る。）及び歳出予算に係る節の区分に係るもの限り、出納室長の職にある出納員専決事項」に、同欄第2号中「課長専決事項」を「室課長専決事項」に改め、同欄第4号中「歳入歳出外現金」の次に「（払出しに係るものに限る。）」を加え、同表出納室長の職にある出納員専決事項の欄第1号中「更正調書」を「支出更正調書」に、「収入及び歳入歳出外現金の受入れに係るものを除く」を「所属年度、会計区分（基金に係るものに限る。）及び歳出予算に係る節の区分に係るもの限り」に改め、同欄第4号中「歳入歳出外現金」の次に「（払出しに係るものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の別表第1の規定は、令和4年度以降の予算に係る支出に関する事務（これに関連する会計事務を含む。以下同じ。）の処理について適用し、令和3年度以前の予算に係る支出に関する事務の処理については、なお従前の例による。

（出 納 課）